

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	柏原町石戸	令和 4 年 7 月	令和 4 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.7 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)・畜産経営拡大の為、牛舎建設中。 ・現在農地中間管理機構の活用は考えていない。	アンケート回答割合 (②/①) 57.9 %

2. 対象地区の課題

・ 獣害防止柵がないため、各農家で柵等を設置し獣害対策を講じているが被害は多い。 ・ 畜舎への侵入による防疫対策の増大、家畜への実害や、果樹の食害が多い。
--

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・ 現在、中心経営体 5 名で石戸農地のほぼ全部の農地を集積・集約している。 ・ 現時点では集約方針を立てる必要はないが、誰かがリタイアした場合の経営譲渡についての検討は必要である。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	5 経営体
----	-------	-------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・ 中心経営体個々の連携を深め、後継者問題についても意識を高める。 ・ 丹波市唯一の地域特性を生かすため、地域としても中心経営体への理解と連携を一層深める。
